

「定額減税しきれないと見込まれた方」等へ
追加の給付金（不足額給付）のご案内
～桜川市定額減税補足給付金～

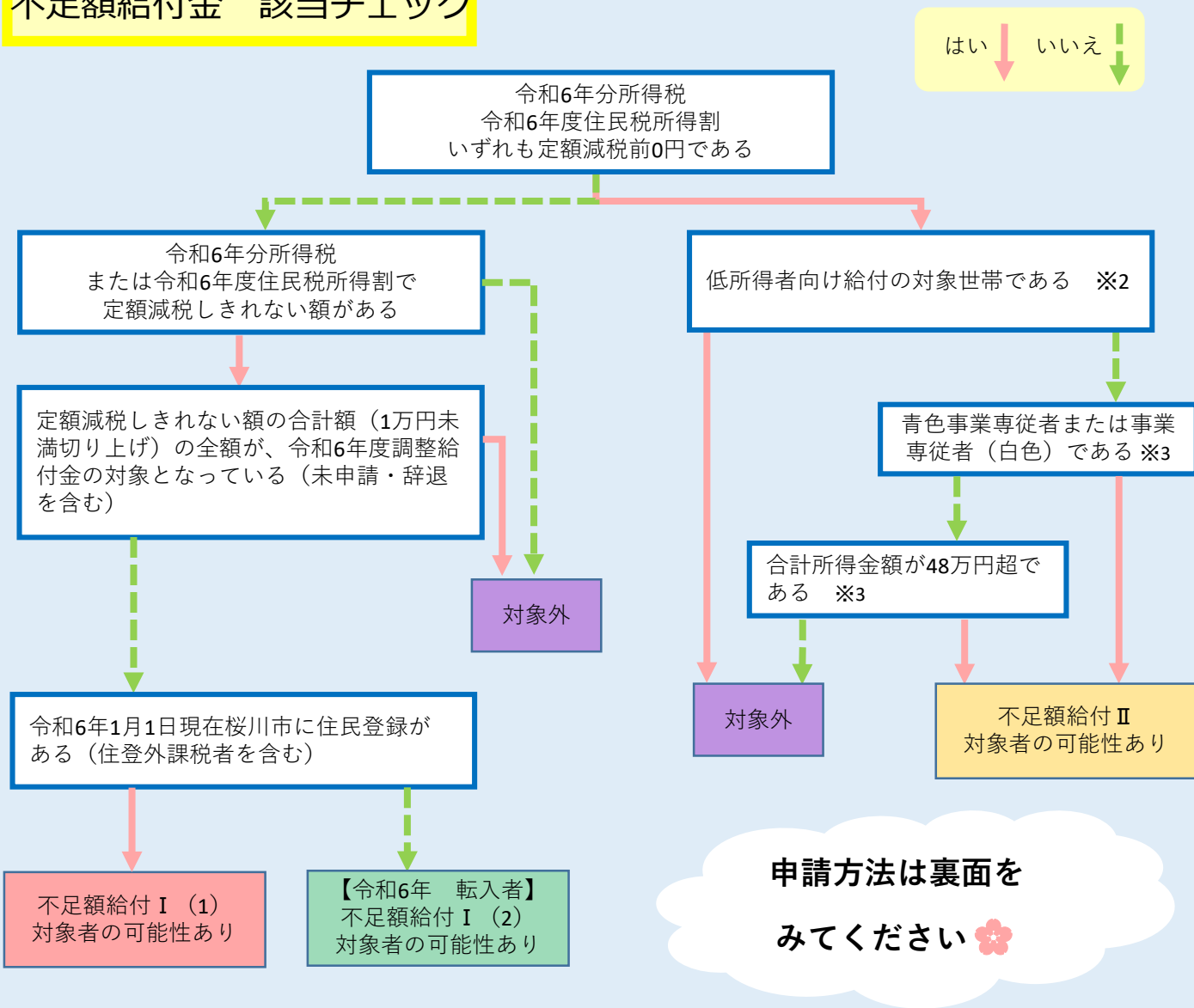


桜川市マスコットキャラクター
さくらん

？不足額給付とは？

「調整給付 ※1」の支給額に不足が生じる場合等に
追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に
当てはまる方が対象となります。

不足額給付金 該当チェック



※1 令和6年に「定額減税しきれないと見込まれた方」に対して、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

※2 低所得者向け給付とは、令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たに非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）を指します。

※3 令和6年度分所得税または令和6年度住民税のどちらかが該当する場合に、定額減税の恩恵（扶養親族分として受けたものを含む）を受けきれない方は不足額給付の可能性あります。

例：①令和6年度事業専従者で、令和7年度事業専従者でない方

②令和6年度合計所得金額48万円以下で、令和7年度合計所得金額48万円超の方

給付金の支給手続き

市で支給要件を満たすと把握できた方には、申請書等を順次郵送します。
申請書等が届かない方で該当だと思われる方は、ご連絡ください。

申請区分	申請書等が届く方			申請書等が届かない方
不足額給付Ⅰ（１）	発送予定日	支給お知らせ通知	支給確認書	該当だと思われる方で申請書等が届かない場合は、市役所税務課に電話等で、お問い合わせください。
	8月28日以降 順次発送	【手続き不要】 桜川市で把握している口座（令和6年調整給付金振込口座又は公金受取口座）へ振り込みます。	【手続き必要】 オンライン申請または確認書に必要事項を記入のうえ返送。いずれも、本人確認書類等の添付が必要です。	
【令和6年 転入者】 不足額給付Ⅰ（２）	発送予定日	支給お知らせ通知	支給確認書	該当だと思われる方で申請書等が届かない場合は、市役所税務課に電話等でお問い合わせするか、桜川市ホームページからオンライン申請（9月8日から利用可能）をしてください。
	9月5日以降 順次発送	同上	同上	
不足額給付Ⅱ	発送予定日	申請書		
	9月5日以降 順次発送	【手続き必要】 オンライン申請または申請書に必要事項を記入のうえ返送。いずれも、本人確認書類等の添付が必要です。		

支給額

不足額給付Ⅰの方

当初調整給付額との間で差額が生じた方に対し、その差額を支給

不足額給付Ⅱの方

1人当たり原則4万円を支給

★申請期限：令和7年10月31日（金）

●審査の上、順次給付金の給付をいたします。

※給付は、市が確認書を受理した日から1ヶ月程度が目安です。



お問い合わせ

桜川市定額減税給付金コールセンター ☎ 0120-884-511

対応期間 令和7年11月30日まで

受付時間 8:30～20:00（土・日・祝日を含む）

担当課 桜川市役所 税務課（大和庁舎） ☎0296-58-5602（直通）

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

※詳しくは、桜川市ウェブサイト、給付金・定額減税一挙措置もご覧ください。

桜川市 給付金

給付金・定額減税一挙措置

検索